

金沢大学法学部
2008年度「法理学」小テスト
6月4日(水)1限実施/ 出題: 足立英彦
解答・解説(30点満点)

1. 次の語句をそれぞれ3行以内で説明しなさい。(各2点、計6点)

(a) 弱い自然法論

解答 弱い自然法論とは、道德規範や正義の原則から実定法の内容をすべて導き出すことができるとする「強い自然法論」の立場はとらないものの、道德規範や正義の基本的原則が許容する一定の範囲を超える著しく反道徳的、不正義な悪法を「法」と呼ぶことはできない、とする立場である。

解説 2005年度定期試験1(a)、2006年度小テスト2(b)で出題。なお、自然法論と法実証主義の対立は、法の概念(定義)に関するものである。「実定法は道德や正義の基本原則に反すべきではない」といった主張を弱い自然法論者の主張として挙げた答案が多かったが、こういった当然の主張には、自然法論者はもちろんのこと、法実証主義者であっても賛成する。したがって、この主張の説明だけでは解答として不十分であるが、今回に限り正解とした。

(b) 価値相対主義

解答 価値相対主義とは、価値判断は常に主観的でしかない、すなわち、価値判断は判断する個人と相関的でしかありえないと考える立場である。

解説 2007年度小テスト2(b)で出題。

(c) 不自由

解答 名宛人に対して(名宛人から)、ある行為をすることを許されていない、又は、それをしないことを許されていないこと。

解説 「ある行為をすることを義務づけられている、又は、しないことを義務づけられている(することを禁止されている)」でも可。「又は」を書いていない場合は1点減。

2. 「Vを行うことを禁じる」という規範が偽(無効)である場合、以下の規範は、「真」、「偽」、「真又は偽」のいずれであるか。(各2点、計6点)

(a) 「Vを行うことを命じる。」

解答 真又は偽

解説 「Vを行うことを禁じる」(FV)と「Vを行うことを命じる。」(OV)とは反対の関係にあり、いずれか一方が偽の場合、他方は真又は偽。

(b) 「Vを行うことを許す。」

解答 真

解説 FVと「Vを行なうことを許す」(PV)とは矛盾の関係にあり、いずれか一方が偽の場合、他方は真。

(c)「Vを行わないことを許す。」

解答 真又は偽

解説 FV と「Vを行わないことを許す。」($P \rightarrow V$)とは大小の関係にあり、大が偽なら小は真又は偽。

3. 「aはbに対してGを行わないことが許されている」という命題が真(有効)である場合、次の問に答えよ。(各2点、計6点)

(a) bはどのような法的位置にあるか。(上記と同様の命題の形式で答えよ。)

解答 bはaに対して、(aが)Gを行うことを求める権利を有さない。

解説 「aはbに対してGを行わないことが許されている」($Pab \rightarrow G$)は、「aはbに対してGを行うことを命じられていない(義務づけられていない)」($\neg OabG$)と同じことなので、bの法的位置は、解答のように $\neg RbaG$ である。なお、問いで「上記と同様の命題の形式で答えよ」と指示しているので、記号のみの記述では不可。2007年度小テスト4(b)で出題。

(b) 「aはbに対してGを行わない義務を有する」、という命題は「真」、 「偽」、 「真又は偽」のいずれであるか。

解答 真又は偽

解説 $Pab \rightarrow G$ と $Oab \rightarrow G$ とは大小関係(順序に従えば「小大」関係)にある。小($Pab \rightarrow G$)が真なら、大($Oab \rightarrow G$)は真又は偽。

(c) 「aはbに対してGを行わない義務を有さない」、という命題は「真」、 「偽」、 「真又は偽」のいずれであるか。

解答 真又は偽

解説 $Pab \rightarrow G$ と $\neg Oab \rightarrow G$ すなわち $PabG$ とは小反対の関係にあるので、一方が真の場合、他方は真又は偽。

4. 次の文章の空欄を埋めよ。(各1点、計4点)

(a) 行政法では(1)の原則)が妥当し、行政活動は、それが行われるためには必ず法律の根拠(根拠規範)を必要とするが、(2)規範はその「法律の根拠」とはみなされない。

解答 1 法律の留保 2 目的

解説 5月21日の講義で配布した確認問題と全く同じ問題である。

(b) 授權規範は、求める権限行使のあり方によって(3)規範)と(4)規範)に分類できる。

解答 3 義務的授權 4 許的授權

解説 同上。なお、「義務的(規範)」「許的(規範)」という解答があったが、本問においてはそれらの解答が授權規範を意味していることは明らかであるので、正解とした。

5. 国家が国民に「自由」という法的位置を与えるためには、「明示の許可」と「黙示の許可」と

いう二つの方法がある。(各4点、計8点)

(a) それぞれ、どのような方法であるのか説明せよ。(3行以内)

解答 明示の許可とは、許可規範を設けることであり、黙示の許可とは、命令規範や禁止規範を設けないことを指す。

解説 明示の許可・黙示の許可の説明に各2点配点した。なお、「作為・不作為の命令・禁止」といった表現を用いている答案が散見されたが、作為の禁止は不作為の命令と、作為の命令は不作為の禁止と同じことである点に注意(1点減点)

(b) 法体系の整備された現代の一般的な国家(例えば日本)においては、どちらの方法を用いることが適切であるか、理由を付して説明せよ。

解答 明示の許可の方法を用いることが適切である。なぜならば、現代の一般的な国家のように、階層構造を有する法体系が整備されている場合、上位の階層に属する法規範として許可規範を定めておけば、それと矛盾する下位の命令・禁止規範の効力を否定する効果があるからである。

解説 「明示の許可が適切」という部分に1点、理由に3点配分した。

6. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください(どのような内容であっても、採点には影響しません)。

解説 板書のスピードが速すぎる、という指摘を若干名の方からいただきました。確かに、とくに授業の後半部分で速くなってしまうことがありますので、そうならないよう、できるだけ気をつけたいと思います。

以上

参考情報(6月18日現在)

履修登録数	受験者数	平均点
173	158	24.3

* 30点(満点)35名、29点14名、28点15名。